

2023年

12  
月号

# 協会けんぽからの お知らせ



## 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、保険診療を受けられた加入者の皆様に対して、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

**発送時期****令和6年1月中旬から下旬にかけて** 順次発送予定です。**事業所  
担当者様への  
お願ひ**

「医療費のお知らせ」は **開封せずに** 従業員の方への配付をお願いします。

**お知らせの  
対象期間**

**主に令和4年10月～令和5年8月診療分** が記載されています。

※診療報酬明細書(レセプト)の内容を審査中などにより、お知らせの対象とならなかった診療分は記載されておりませんので、ご了承ください。

**医療費控除に  
使用できます**

医療費のお知らせは **確定申告の医療費控除手続き** に使用できますが、令和5年9月～12月診療分は、**医療機関等の領収書** が必要になります。

**確定申告(医療費控除の申告)**の詳細については、国税庁のホームページをご覧いただくか税務署へお問い合わせください。

**よくある  
ご質問****Q&A**

**Q1** 退職した従業員の医療費のお知らせはどうすればよいですか。

**A1** 開封せずに同封の返信用封筒で協会けんぽ高知支部あてにご返送ください。

**Q2** 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜですか。

**A2** 作成時点(令和5年11月上旬)において、健康保険の資格が無い方(退職者等)や、対象となる期間中に医療機関を受診していない場合は作成されていません。

**Q3** 令和4年9月以前の医療費のお知らせは再発行できますか。

**A3** 「医療費のお知らせ依頼書」をご提出いただくことで発行します。依頼書と記入例は協会けんぽホームページに掲載していますので、ご活用ください。

# 子どもたちのために 今、できること



ジェネリックま

## 医療のかかり方を見直してみませんか？

### 「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を見つめましょう

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診療を受けることができるお医者さんです。状況に応じた診療を受けられ、必要に応じて専門医への紹介をしてもらえます。  
また、医療機関で処方箋をもらったとき、服薬状況の管理や健康相談に応じてくれる「かかりつけ薬局」を活用しましょう。



### 「はしご受診」はやめましょう！

医療機関を次々と変える「はしご受診」は、費用的負担や検査・投薬が繰り返されることによる身体的負担も大きくなります。一方、「セカンドオピニオン」は、患者が安心して医療を受けるため、主治医以外の医師に意見を求めて、治療に必要な情報の提供を行ってくれます。

「はしご受診」と  
「セカンドオピニオン」は  
違います。

### 診療時間内の受診を心がけましょう

休日や夜間などの診療時間外受診は割増料金がかかります。また、限られた検査や治療しか受けられない場合があり、後日改めて受診が必要な場合があります。



### 「ジェネリック医薬品」への切り替えにご協力をお願いします

薬を長期間または複数服用されている方は、薬代の節約効果が大きくなります。使用に関しては医療機関や薬局にご相談ください。



## 『高知家』健康企業宣言に関するお知らせ

近年、従業員の健康管理を投資としてとらえる「健康経営」が注目されています。「健康経営」とは、従業員の健康を重要な健康資源と位置付けて経営者が健康投資に取り組み、従業員の健康増進と企業の生産性向上を目指す経営手法です。

高知支部では「健康経営」を推進するため、『高知家』健康企業宣言事業所を募集しています。

(※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の商標登録です。)

詳細は[こちら](#)



### 健康宣言をしている事業所の方へ

令和5年2月より宣言書内容の見直しを行いました。令和5年1月までに宣言された事業所の方は新様式宣言への切り替えが必要です。順次切り替え案内をお送りしますので、ご対応をお願いします。



全国健康保険協会 高知支部  
協会けんぽ

〒780-8501

高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階

TEL 088-820-6010 (代表)

